

情報通信審議会議事規則の一部改正（案）

平成二十五年一月十八日

情報通信審議会決定第十三号

情報通信審議会議事規則（平成十三年一月十七日情報通信審議会決定第一号）の一部を次のように改正する。

別記三第二項中「郵便事業、郵便局の活用による地域住民の利便の増進、社会・地域貢献基金」を「郵政事業」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年一月十八日から施行する。

情報通信審議会議事規則（平成十三年一月十七日情報通信審議会決定第一号）の一部改正（案）新旧対照条文

○情報通信審議会議事規則（平成十三年一月十七日情報通信審議会決定第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別記三</p> <p>郵政政策部会の所掌等は、次のとおりとする。</p> <p>1 委員等 会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員</p> <p>2 所掌 審議会の所掌する事項のうち、<u>郵政事業及び郵便認証司に関する調査審議</u></p> <p>3 専決事項 前項の調査審議に係る決議については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。ただし、会長が特に重要と認める事項については、この限りではない。</p> <p>4 委員会 一 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。 二 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事項は、部会長が定める。</p>	<p>別記三</p> <p>郵政政策部会の所掌等は、次のとおりとする。</p> <p>1 委員等 会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員</p> <p>2 所掌 審議会の所掌する事項のうち、<u>郵便事業、郵便局の活用による地域住民の利便の増進、社会・地域貢献基金及び郵便認証司に関する調査審議</u></p> <p>3 専決事項 前項の調査審議に係る決議については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。ただし、会長が特に重要と認める事項については、この限りではない。</p> <p>4 委員会 一 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。 二 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事項は、部会長が定める。</p>

(参考)

○郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年七月二十五日公布、平成二十四年十月一日施行）による総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部改正の新旧対照条文（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後（現行）	改正前
<p>（情報通信審議会）</p> <p>第二百二十四条 情報通信審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。</p> <p>イ 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策に関する重要事項</p> <p>ロ <u>郵政事業及び郵便認証司に関する重要事項</u></p> <p>二 前号イに掲げる重要事項に関し、総務大臣に意見を述べること。</p> <p>三 第一号ロに掲げる重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、情報通信審議会に関し必要な事項については、<u>情報通信審議会令（平成十二年政令第二百七十一号）</u>の定めるところによる。</p>	<p>（情報通信審議会）</p> <p>第二百二十四条 情報通信審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。</p> <p>イ 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策に関する重要事項</p> <p>ロ <u>郵便事業、郵便局の活用による地域住民の利便の増進、社会・地域貢献基金及び郵便認証司に関する重要事項</u></p> <p>二 前号イに掲げる重要事項に関し、総務大臣に意見を述べること。</p> <p>三 第一号ロに掲げる重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、情報通信審議会に関し必要な事項については、<u>情報通信審議会令（平成十二年政令第二百七十一号）</u>の定めるところによる。</p>